

## 配慮書の縦覧について

### 1. 配慮書の縦覧

#### (1) 縦覧期間

2016年10月7日(金)から2016年11月7日(月)まで(土日祝日は除く)

#### (2) 縦覧場所・時間

縦覧場所	所在地	縦覧時間
千葉県庁 環境生活部環境政策課	千葉市中央区市場町 1-1	9時～17時
市原市役所 環境部環境管理課	市原市国分寺台中央 1-1-1	8時30分～17時15分
市原市 姉崎支所	市原市姉崎 2150-1	
市原市 有秋支所	市原市有秋台西 1-3-2	
袖ヶ浦市役所 市政情報室	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1	9時～17時

### 2. インターネットによる公表

当社ホームページにおいて、2016年10月7日(金)から2016年11月7日(月)までの間、配慮書をご覧いただけます。

URL : <http://www.jera.co.jp/corporate/assessment/anegasaki.html>

### 3. 意見書の提出

#### (1) 意見書の記載事項

- ・氏名および住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- ・提出の対象である配慮書の名称
- ・配慮書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください)

#### (2) 意見書の提出期限

2016年11月7日(月)(当日消印有効)

#### (3) 意見書の郵送先

〒103-6014 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー14階  
株式会社 JERA 発電事業開発本部

発電・エネルギーインフラ部 国内事業推進ユニット 宛

(注) 意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

### 4. お問い合わせ先

株式会社 JERA 発電事業開発本部

発電・エネルギーインフラ部 国内事業推進ユニット

電話(代表) 03-6327-5674 (土日祝日を除く、9時から17時まで)

# 環境影響評価の手続き

